

科学研究費補助金における評価に関する規程

平成14年11月12日
科学技術・学術審議会学術分科会
科学研究費補助金審査部会決定
平成15年 4月15日一部改正
平成16年 1月28日一部改正
平成16年11月17日一部改正
平成17年 6月 6日一部改正
平成18年 1月31日一部改正
平成18年 6月 6日一部改正
平成18年11月21日一部改正
平成19年 1月30日一部改正
平成19年11月20日一部改正
平成20年 8月 1日一部改正
平成20年11月12日一部改正
平成21年 3月23日一部改正
平成21年11月26日一部改正
平成22年11月25日一部改正
平成23年 4月19日一部改正
平成23年12月 1日一部改正
平成24年11月27日一部改正

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、科学技術・学術審議会学術分科会科学研究費補助金審査部会（以下「部会」という。）において行う科学研究費補助金に係る評価（以下「評価」という。）に関し必要な事項を定めることにより、その適正な実施を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第1条の2 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 審査部会運営規則 科学技術・学術審議会学術分科会科学研究費補助金審査部会運営規則（平成13年3月科学技術・学術審議会学術分科会科学研究費補助金審査部会決定）をいう。
- 二 評価者 部会に属する委員、臨時委員及び専門委員並びに「科学研究費補助金における評価に関する委員会の設置について」（平成21年3月23日研究振興局長決定）に定める委員会に属する外部有識者をいう。
- 三 被評価者 下記の者のうち、部会において行う評価の対象となっている者を総称する場合をいう。（下記の者のうち事前評価の対象となっている者を総称する場合は、「応募者」という。）
 - (1) 特定領域研究の研究領域の領域代表者又は研究課題の研究代表者
 - (2) 特別研究促進費の研究課題の研究代表者
 - (3) 特定奨励費の研究事業の代表者
 - (4) 研究成果公開發表の事業の代表者
- 四 委員会 「科学研究費補助金における評価に関する委員会の設置について」（平成21年3月23日研究振興局長決定）に定める委員会をいう。
- 五 各系委員会 委員会のうち人文・社会系委員会、理工系委員会、生物系委員会を

- 六 審査意見書 部会又は各系委員会における審査において、より専門的な意見を加味するため所定の様式（別紙1-1、別紙1-2又は別紙2）により作成された意見書をいう。
- 七 審査意見書作成者 審査意見書の作成を依頼された者をいう。
- 八 学術調査官 文部科学省組織規則第53条及び第62条に定める者であって、命を受けて文部科学省研究振興局の所掌事務のうち学術に関する事項についての調査、指導及び助言に当たる者をいう。

（経過措置等）

第1条の3 特定領域研究（研究領域）については、平成20年度から特定領域研究（研究領域）の新規募集を停止する。なお、これに関する評価に関する規定は、評価の継続性担保等のために当分の間削除しない。

2 新学術領域研究の評価に関する規定は、本規程によるもののほか別に定めることとする。

（評価の種類）

第2条 評価の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 事前評価
- 二 中間評価
- 三 事後評価

（評価の時期）

第3条 評価の時期は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 事前評価 応募書類の受理後、速やかに行う。
- 二 中間評価 第3章に定める時期に行う。（特定領域研究の研究領域に限る。）
- 三 事後評価 研究期間終了年度の翌年度に行う。（特定領域研究の研究領域に限る。）

なお、天災等により、主たる研究の遅れが不可避であった場合において、部会が翌年度に改めて事後評価を行うことが適当であると判断した場合は、評点を付すこと（以下、「評定」という。）を保留し、翌年度に再度事後評価を実施できることとする。

（評価の方法）

第4条 評価は、独創性、先駆性、学問的意義及び社会・経済への貢献度を考慮しつつ、次の各号に掲げる方法を組み合わせて行う。

- 一 書面による評価
- 二 合議による評価
- 三 ヒアリングによる評価
- 四 現地調査による評価

（審査意見書）

第5条 部会又は各系委員会において、特定領域研究の研究領域及び研究課題並びに特定奨励費の研究事業について、事前評価（以下「審査」という。）を行う場合には、より専門的な意見を加味するため、評価者は、次の各号に掲げるものに係る審査意見書を参照するものとする。

- 一 特定領域研究の新規研究領域のうちヒアリング対象となったもの
 - 二 特定領域研究の継続研究領域のうち、公募研究を設定していないものに係る研究課題
 - 三 特定奨励費の研究事業のうちヒアリング対象となったもの
- 2 審査意見書作成者の氏名等は、評価者に開示しないものとする。また、審査意見書作成者及びその候補者となった者の氏名等については、公表しないものとする。
- 3 審査意見書作成者は、学術調査官が推薦する当該研究領域、研究課題又は研究事業の関連分野に精通する候補者の中から、部会長又は各系委員会の主査が選考し、依頼する。

- 4 審査意見書作成者候補の推薦にあたり、学術調査官は、次の各号に掲げる点に留意するものとする。
 - 一 同一の研究機関又は部局からの重複推薦をできる限り避けること
 - 二 次の者は推薦しないこと
 - (1) 当該各系委員会の審査の対象となる同一研究種目の研究代表者及び領域代表者。ただし、継続の研究課題及び研究領域に係る者を除く
 - (2) 部会に属する評価者
 - (3) 当該各系委員会に属する評価者（特定奨励費の審査意見書作成者を除く。）

(守秘の徹底)

第6条 評価の過程は、非公開とする。

- 2 評価者、審査意見書作成者及び学術調査官は、評価の過程で知ることのできた次の各号に掲げる情報を他に漏らしてはならない。
 - 一 計画調書及びその内容（採択されたもののうち応募者が情報提供に同意したものを除く。）
 - 二 審査においてヒアリング対象の研究課題又は研究領域となっているかどうかに関する情報（応募者に通知するまでの間）
 - 三 審査意見書及びその内容
 - 四 評価者の発言内容及び評価に関連して評価者を特定できる情報（氏名、所属機関及び専門分野を含む）
 - 五 各評価者が行う評価の評点及びその集計結果
 - 六 評価の結果（被評価者に開示されるまでの間）
 - 七 委員会に属する評価者の候補者となった者の氏名等
 - 八 委員会に属する評価者の氏名等（部会における採択決定までの間）
 - 九 その他非公表とされている情報
- 3 評価者及び学術調査官は、被評価者以外の者からの問い合わせに応じないものとする。

(利害関係者の排除)

第7条 利害関係者の排除の方針は、次のとおりとする。

- 一 評価者は、自らが「研究代表者、研究分担者、領域代表者、特定奨励費の研究事業実施団体の役員又は研究成果公開促進費の事業実施研究者もしくは団体の役員（以下本条において「研究代表者等」という。）」である「研究課題、研究領域、研究事業又は研究成果公開促進費による事業（以下本条において「研究課題等」という。）」の評価に参画しないものとする。

なお、評価者が、研究領域を構成して行う研究の関係者である場合の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 評価者が、領域代表者、当該研究領域を構成する計画研究の研究代表者又は研究分担者である場合、当該研究領域の評価及び当該研究領域を構成する計画研究の研究課題の評価には参画しない。
- (2) 評価者が、当該研究領域に公募研究の研究代表者又は研究分担者として参加している場合、当該研究領域の評価には参画しない。
- (3) 評価者が、当該研究領域に公募研究の研究代表者又は研究分担者として応募している場合、自ら応募した研究課題の評価には参画しない。
- 二 評価者が、研究課題等の研究代表者等との関係において、次に掲げるものに該当すると自ら判断する場合又は所属する委員会等において評価に参画しないことが適当との判断がなされた場合は、評価に参画しないものとする。
 - (1) 親族関係もしくはそれと同等の親密な個人的関係
 - (2) 緊密な共同研究を行う関係（例えば、「共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆、同一目的の研究会への参加」を通じ緊密な関係にある者）
 - (3) 同一講座（研究室）において同一の研究を行う所属関係
 - (4) 密接な師弟関係
 - (5) 研究課題等の評価に参画することにより公正性が失われると見なされるおそれのある対立的な関係もしくは競争関係

(6) (1)～(5)のほか、評価者が自ら強い利害関係を有すると判断する関係

(評価結果等の開示)

第8条 審査の結果の開示は、第13条に定めるとおりとする。

2 中間評価及び事後評価の結果は、各評価者の個別評価結果が特定されないように配慮した上で、各系委員会における調査結果及び所見を領域代表者に通知する。また、部会における所見を一般に公開する。

なお、事後評価において、翌年度に改めて事後評価を行うことが適当とされた場合は、評定保留の旨を領域代表者に通知するとともに一般に公開する。

3 前項に規定する公開に当たっては、特許権等の知的財産権の保護に配慮するものとする。

4 評価者の氏名等は、審査終了後、一般に公開する。

(評価結果等の情報提供)

第9条 評価者及び学術調査官は、評価結果が被評価者に開示された後、被評価者の求めに応じ、当該評価結果に係る補足情報（評価者が特定されるものを除く。）を提供することができる。

第2章 審査（事前評価）

(審査の実施体制)

第10条 部会において行う審査に係る調査は、委員会において行うものとする。

2 学術調査官は、審査において次に掲げる事項に関与するものとする。

- 一 部会及び各系委員会に対して審査に関する情報を提供すること
- 二 各系委員会がとりまとめる審査結果の原案を作成すること
- 三 審査の結果が研究代表者及び領域代表者に通知された後、研究代表者又は領域代表者からの求めに応じて、審査結果の補足情報（個人が特定されるものを除く。）を提供すること
- 四 委員会を進行すること

(審査の方針)

第11条 審査の方針は、次のとおりとする。

一 全研究種目共通の方針

- (1) 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成20年10月内閣総理大臣決定）の趣旨、「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」（平成21年2月文部科学大臣決定）のほか、本規程に則り、厳正な審査を行う。また、研究活動の不正行為や不正使用に対し適切に対処するとともに、研究機関における補助金の適正な使用に向けた取り組みも考慮しつつ、科学研究費補助金の効果的・効率的配分を図る。
- (2) 採択したものに対しては、その内容に対応する必要な額を配分する。
- (3) 配分額は原則として10万円単位とする。

二 研究種目別の方針

(1) 特定領域研究

① 「特定領域研究」は、我が国の学術研究分野の水準向上・強化につながる研究領域、地球規模での取り組みが必要な研究領域、社会的要請の特に強い研究領域を特定して、一定期間、研究の進展等に応じて機動的に推進し、当該研究領域の研究を格段に発展させることを目的とすることから、次のような研究領域を選定する。

ア その領域全体の学術的水準が高く、研究の格段の発展が期待できる研究領域

イ 研究の発展段階の観点からみて成長期にあり、研究の一層の発展が期待される研究領域

ウ 学術の整合性ある発展の観点からみて重要であるが立ち遅れており、その進展に特別の配慮を必要とする研究領域

エ その領域の研究の発展が他の研究領域の研究の発展に大きな波及効果をもたらす等、学術研究における先導的又は基盤的意義を有する研究領域

オ 社会的諸課題の解決に密接な関連を有しており、これらの解決を図るため、その研究成果に対する社会的要請の高い研究領域

- ② 応募研究課題の開始年度が研究領域設定期間の最終年度に当たる研究領域の領域代表者及び計画研究の研究代表者が応募した研究領域については、当該応募研究領域が採択された場合、応募研究課題の開始年度が総括班のみによって研究領域が推進されることとなり、総括班を除く計画研究の研究課題及び公募研究の研究課題は、応募研究課題の開始年度の翌年度から開始されることとなるが、応募された総括班を除く計画研究の研究課題についても、他の研究領域の計画研究の研究課題と同様に審査を行う。
- ③ 各研究領域の設定目的を十分有効に達成するために必要となる研究課題を選定する。
- ④ 異なる研究機関に所属する者を研究分担者として加える研究であって、当該研究分担者に研究費の一部を配分しようとする研究課題については、研究費の一部を配分しなければ分担部分の研究実施が困難な理由が明確であるものを選定する。
- ⑤ エフォート（研究代表者又は研究分担者の全仕事時間に対する当該研究課題の実施に要する時間の割合）は、「研究課題が十分遂行し得るかどうか」を判断する際の参考とする。

(2) 特別研究促進費

緊急かつ重要な研究課題の発生に対応して、特に研究費の配分を行う必要がある場合に、機動的な対応が十分期待できる研究課題を選定する。

(3) 研究成果公開發表

- ① 研究成果公開發表（B）の事業については、学会や民間学術研究機関等が主催するシンポジウム、学術講演会等で、青少年（小・中・高校生を含む）や一般社会人の関心が高いと思われる分野の研究動向・研究内容を、分かりやすく普及啓発しようとするものを選定する。
- ② 研究成果公開發表（C）の事業については、我が国の学会が主催する国際会議等で主催にかかる運営体制が確保されているもの、共催で開催する場合には応募学会が主体となって開催するものを選定する。

(4) 特定奨励費

学術研究諸団体が行う次に掲げる研究事業を対象とし、学術的・社会的要請の強い特色ある事業で、審査時点において、我が国の学術研究の振興上奨励することが必要と認められるものを選定する。なお、「個人又は複数の研究者において競争的資金等を活用して行うべき研究」は対象とせず、学術研究諸団体が団体として実施しようとするものに限る。

- ① 学術上価値が高く、散逸することにより我が国の学術研究の進展に悪影響を及ぼすおそれのある資料の収集、保管及び公開を含む特色ある研究に関する事業。
- ② 長期にわたる研究活動を通じて蓄積された学術上の専門知識、実験用の試料等が必要とされる特色ある研究を継続的に行う事業であって、当該研究が中断することにより我が国の学術研究の進展に悪影響を及ぼすおそれのあるもの。

（審査の方法）

第12条 審査の方法は、次のとおりとする。

一 特定領域研究

(1) 新規の研究領域

〔研究領域の採択決定までの進め方〕

- ① 各系委員会は、応募研究領域の中から、ヒアリングを行う応募研究領域（以下「ヒアリング研究領域」という。）を選定する。
- ② 各系委員会は、選定したヒアリング研究領域についてヒアリングを行い、採択候補研究領

域を選定するとともに、当該研究領域の計画研究の採択候補研究課題についても選定する。

また、公募研究の設定を伴う採択候補研究領域については、公募研究の設定の可否について決定する。

- ③ 部会は、各系委員会が選定した採択候補研究領域の中から、合議により採択研究領域を決定するとともに、当該研究領域の計画研究の採択研究課題についても決定する。

また、公募研究の設定を伴う採択候補研究領域については、公募研究の設定の可否について決定する。

- ④ 各系委員会は、採択候補研究領域を選定する際、当該委員会以外の委員会の意見を聞くことができる。

〔各系委員会における採択候補研究領域等の選定の進め方〕

① ヒアリング研究領域の選定

各系委員会は、「領域計画書」及び「領域計画書概要」をもとに、「⑤ア 審査に当たっての着目点(a)～(e)」の各要素に着目し、各評価者が行うヒアリングの可否についての審査の結果に基づき、合議によりヒアリング研究領域を選定する。

② 審査意見書の作成

ア 各系委員会の主査は、採択候補研究領域及び当該研究領域の計画研究の採択候補研究課題を選定する際の資料とするため、各ヒアリング対象研究領域ごとに学術調査官が推薦する関連分野に精通する研究者の中から、3名程度の者を審査意見書作成者として選考し、別紙1-1「特定領域研究の審査意見書（研究領域）」及び別紙1-2「特定領域研究の審査意見書（計画研究）」の作成を依頼する。

イ 審査意見書の作成者は、「特定領域研究の審査意見書（研究領域）」の作成に当たって、「⑤ア 審査に当たっての着目点(a)～(e)」の各要素に着目し、各要素ごとに意見を付す。また、「特定領域研究の審査意見書（計画研究）」の作成に当たっては、「⑥ア 審査に当たっての着目点」の各要素に着目し、「⑥イ 審査基準」により審査を行うとともに、応募研究経費の妥当性については、「⑥ウ 応募研究経費の妥当性」により審査を行う。

③ ヒアリングの実施

ア 各系委員会におけるヒアリングは、「領域計画書」、「領域計画書概要」、「特定領域研究の審査意見書（研究領域）」、「特定領域研究の審査意見書（計画研究）」及び「プレゼンテーション資料」をもとに行う。

イ ヒアリングは、次のとおり行うこととする。

(a) ヒアリングの進め方（時間配分の目安）

時間配分は、以下を目安とするが、質疑応答等のためにやむを得ない場合は、主査の判断により必要な範囲で増減することができる。

・領域代表者等から応募研究領域の説明	15分	} 40分
・質疑応答	20分	
・審議及びコメントの記載	5分	

(b) 説明者

領域代表者を含め3名以内

(c) 説明資料

領域計画書概要、領域計画書及びプレゼンテーション資料

④ 採択候補研究領域の選定

ア 各評価者は、ヒアリングを行った研究領域について、「⑤ア 審査に当たっての着目点(a)～(e)」の各要素に着目し、「⑤イ 審査基準」により審査を行う。

イ 各系委員会は、研究領域のヒアリング終了後、各評価者の審査結果に基づき、合議により、採択候補研究領域を選定する。

ウ 各系委員会は、採択候補研究領域を選定後、当該採択候補研究領域の計画研究の研究課題について、「特定領域研究の審査意見書（計画研究）」を参考として、合議により採択候補研究課題を選定し、応募研究経費の妥当性については、「⑥ウ 応募研究経費の妥当

性」により審査を行う。

⑤ 研究領域の審査に当たっての着目点等

ア 審査に当たっての着目点

(a) 応募研究領域の研究の必要性

領域設定の目的、意義、必要性、緊急性、応募領域の国内・外の研究状況及び応募までの準備研究・調査の状況等にかんがみ、特定領域研究による領域設定でなければならないものとなっているか。また、第11条の2(2)①ア～オに示された研究領域のいずれかに明確な特徴をもって該当するか。

(b) 特定領域を推進するに当たっての基本的考え方の妥当性

- ・総括班の役割、応募領域の研究項目、研究組織、研究期間等の基本的な考え方及び領域推進の方向性が明確に示されているか。
- ・研究計画が十分に練られており、研究目的が計画期間内に達成されるものであるか。
- ・総括班は、領域全体の研究方針の策定、各研究項目の企画調整、研究評価及び成果の発信等、領域の運営を適切に行いうる体制となっているか。
- ・支援班を設ける領域にあつては、領域の研究支援活動を効率的かつ効果的に行いうる体制となっているか。
- ・調整班を設ける領域にあつては、研究項目内の各計画研究及び公募研究の連絡調整等を適切に行いうる体制となっているか。
- ・計画研究（総括班、支援班及び調整班を除く）を設ける領域にあつては、その必要性及び役割が明確にされ、また適切な規模となっているか。
- ・公募研究を設ける領域にあつては、その必要性及び役割が明確にされ、また適切な規模となっているか。

(c) 研究組織の妥当性

- ・研究推進に十分貢献できる研究者により研究組織が構成されているか。
- ・単なる個人研究ではなく、研究領域内で各研究課題が有機的に結びついたものとなっているか。

(d) 研究期間及び研究経費の妥当性

- ・研究期間及び研究経費が適切であるか。

(e) 他府省等で実施中の各種研究事業との連携、整合性の確保に配慮がなされているか。

イ 審査基準

評点	審査基準
A	採択するに値するものである
A ⁻	「A」に準ずるものである
B	「A ⁻ 」よりもやや劣るものである
C	採択すべきでない

⑥ 計画研究の研究課題の審査に当たっての着目点等

ア 審査に当たっての着目点

- ・当該研究領域の設定目的の達成に寄与できるものであるか。
- ・研究目的は具体的な目標が明確に設定されているか。
- ・研究計画及び研究方法は独創的なものであるか。
- ・当該学問分野及び関連学問分野の研究の発展に貢献が期待できるか。
- ・研究計画は十分に練られ、その進め方が着実なものとなっているか。
- ・研究者の研究業績にかんがみ、所期の成果をあげることが期待できるか。
- ・研究推進に十分貢献できる研究者により研究組織が構成されているか。
- ・単なる個人研究ではなく、研究領域内で他の各研究課題と有機的に結びついたものとなっているか。

- ・総括班は、領域全体の研究方針の策定、各研究項目の企画調整、研究評価及び成果の発信等、領域の運営を適切に行いうる体制となっているか。
- ・支援班は、領域の研究支援活動を効率的かつ効果的に行いうる体制となっているか。
- ・調整班は、研究項目内の各計画研究及び公募研究の連絡調整等を適切に行いうる体制となっているか。
- ・他府省等で実施中の各種研究事業との連携、整合性等は保たれているか。

イ 審査基準

評点	審査基準
A	採択するに値するものである
A ⁻	「A」に準ずるものである
B	「A ⁻ 」よりもやや劣るものである
C	採択すべきでない

ウ 応募研究経費の妥当性

補助金の効果的・効率的配分を図る観点から、次の要素に着目し、審査基準により評点を付す。

- ・応募研究経費の内容は妥当であり、有効に使用されることが見込まれるか。
- ・購入を予定している設備備品等は研究計画上必要欠くべからざるものであるか。
- ・研究計画のいずれかの年度において、「設備備品費」、「旅費」、又は「謝金等」のいずれかの経費が当該年度に応募研究経費の90%を超えている場合には、当該経費の研究計画遂行上の必要性が認められ、かつ有効に使用されることが見込まれるか。

(審査基準)

評点	審査基準
5	査定率100%（応募研究経費どおりに配分）が適当である
4	査定率90%程度が適当である
3	査定率80%程度が適当である
2	査定率70%程度が適当である
1	研究計画と応募研究経費との整合性を欠いている

(2) 継続中の研究領域

研究領域の設定期間に応じて、研究計画調書を用いた研究課題の審査を、次の表のとおり行うこととする。

研究領域の 設定期間	研究領域の設定期間内の年度				
	1年度目	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目
3年間	○	—	/	/	/
4年間	○	◎	—	/	/
5年間	○	—	◎	—	/
6年間	○	◎	—	◎	—

注1. ○印を付した時期は、公募研究のみの審査を行う。

ただし、総括班を除く計画研究の研究開始が領域設定期間の2年度目である研究領域は、計画研究及び公募研究の審査を行う。

2. ◎印を付した時期は、計画研究及び公募研究の審査を行う。

① 公募研究を設定している研究領域の研究課題

委員会のうち特定領域研究専門委員会（以下「専門委員会」という。）において採択候補研究課題を選定し、部会において合議により採択研究課題を決定する。この場合、専門委員会における合議による公募研究の採択候補研究課題の選定に当たっては、第7条「利害関係者の排除」規定の判断は、各専門委員会主査に委ねるものとする。

【専門委員会における採択候補研究課題の選定の進め方】

各専門委員会における採択候補研究課題の選定に当たっては、各評価者が、「研究計画調書」に基づき「ア 審査に当たっての着目点」の各要素に着目し、総合的な判断の上、「イ 審査基準」により書面による審査を行った後、合議により採択候補研究課題を選定し、応募研究経費については、「ウ 研究経費の査定案」により審査を行う。

なお、「研究資金の応募・採択状況（計画研究）」又は「研究費の応募・受入等の状況・エフォート（公募研究）」については、「書面による審査」時に、「他の研究資金との不合理な重複や過度の研究費の集中の可能性はないか」の確認を行う際、及び合議による採択候補研究課題の選定時に活用する。

ア 審査に当たっての着目点

計画研究の審査に当たっての着目点は以下のとおりとする。

- ・当該研究領域の設定目的の達成に寄与できるものであるか。
- ・研究目的の設定に独創性が認められるとともに、具体的な目標が明確に設定されているか。
- ・研究計画、研究方法は適切であるか。
- ・当該学問分野、関連学問分野への貢献が期待できるか。
- ・研究計画は十分に練られ、その進め方が着実なものとなっているか。
- ・これまでに受けた研究費に対する成果等の状況を踏まえ、今回の研究計画においても着実な研究遂行が期待できるか。
- ・研究者の研究業績にかんがみ、所期の成果をあげることが期待できるか。
- ・研究推進に十分貢献できる研究者により研究組織が構成されているか。
- ・単なる個人研究ではなく、当該研究領域内で他の各研究課題と有機的に結びついたものとなっているか。
- ・他の研究資金との不合理な重複や過度の研究費の集中の可能性はないか。

公募研究の審査に当たっての着目点は以下のとおりとする。

- ・研究目的は当該研究領域の研究項目に関連したもので、その推進に十分な貢献が期待できるか。
- ・研究目的の設定に独創性が認められるとともに、具体的かつ明確に設定されているか。
- ・研究計画、研究方法は適切であるか。
- ・研究計画は十分に練られ、その進め方が着実なものとなっているか。
- ・研究の推進に十分貢献できる研究者により研究組織が構成されているか。
- ・これまでに受けた研究費に対する成果等の状況を踏まえ、今回の研究計画においても着実な研究遂行が期待できるか。
- ・研究者の業績にかんがみ、所期の成果をあげることが期待できるか。
- ・他の研究資金との不合理な重複や過度の研究費の集中の可能性はないか。

イ 審査基準

<継続の応募研究課題の場合（計画研究）>

評点	審査基準
可	採択すべき
否	採択すべきでない

<新規の応募研究課題の場合（計画研究）>

評点	審査基準
A	採択に値するものである
A ⁻	「A」に準ずるものである
B	「A ⁻ 」よりもやや劣るものである

<新規の応募研究課題の場合（公募研究）>

以下の評定要素ごとに、下表に示す基準に基づいて評点を付す。

- 1) 公募要領に示された領域の研究概要との整合性
 - ・研究目的が当該研究領域の研究項目に関連し、領域の推進に十分な貢献が期待できるか。
 - ・当該研究領域の公募要領に示された領域の研究概要と整合するか。
- 2) 研究目的の独創性、妥当性
 - ・研究目的の設定に独創性が認められるか。
 - ・研究目的は具体的かつ明確に設定されているか。
- 3) 研究計画、研究方法の妥当性、適切性
 - ・研究対象、研究手法は適切であるか。
 - ・研究計画は十分に練られ、その進め方が着実なものとなっているか。
 - ・研究計画、研究方法の説明（記述内容）は適切であるか。
- 4) 研究経費の妥当性
 - ・購入を予定している設備備品等は研究実施上必要なものであるか。
 - ・「研究経費の妥当性・必要性」欄の記述により、各経費の必要性等が認められるか。
- 5) 研究組織、研究遂行能力の適切性
 - ・研究推進に十分貢献できる研究者により研究組織が構成されているか。
 - ・これまでに受けた研究費に対する成果等の状況を踏まえ、今回の研究計画においても着実な研究遂行が期待できるか。
 - ・研究者の研究業績にかんがみ、所期の成果をあげることが期待できるか。

評点	審 査 基 準
4	優れている
3	良好である
2	やや劣っている
1	劣っている

1)～5)の評定要素に関する評価結果に基づき、下表に示す基準及び評点分布の目安に従って、総合評点を付す。

評点	審 査 基 準	評点分布の目安
5	非常に優れている	10%
4	優れている	20%
3	良好である	40%
2	やや劣っている	20%
1	劣っている	10%

総合評点を付すとともに、審査意見が必要と判断した場合、当該課題の長所と短所を中心に「審査意見」欄に記述すること。なお、総合評点「5」の場合は必ず記述することとし、「4」以下の場合であっても、強調すべき点があれば可能な限り記述すること。

また、1)～5)の評定要素の評点及び総合評点を勘案し、評価の際「問題がある」又は「不十分である」と判断した項目（所見）を下表の中から概ね5個程度以内で選択すること。

ただし、総合評点「5」の場合は選択を要しない。

項目	評価の際「問題がある」又は「不十分である」と判断した項目（所見）
1	研究目的と研究領域の研究項目との関連性（評定要素1に対応）
2	研究領域の研究概要との整合性（評定要素1に対応）

3	研究目的設定の独創性（評定要素2に対応）
4	研究目的の妥当性（具体性及び明確さ）（評定要素2に対応）
5	研究対象、研究手法の適切性（評定要素3に対応）
6	研究計画の進め方の着実性（評定要素3に対応）
7	研究計画、研究方法の適切な説明（記述）（評定要素3に対応）
8	購入を予定している設備備品等の妥当性（評定要素4に対応）
9	各経費の必要性等（評定要素4に対応）
10	研究組織の構成の適切性（評定要素5に対応）
11	これまでに受けた研究費に対する成果等からみた研究遂行の着実さ（評定要素5に対応）
12	研究者の研究業績からみた研究成果への期待度（評定要素5に対応）

ウ 研究経費の査定案

応募研究経費の内容を踏まえ、どの程度の査定が適当であるか評点を付す。

（審査基準）

＜継続の応募研究課題の場合＞

評点	審査基準
無印	応募研究経費と同額にすべきである
△	応募研究経費より減額すべきである

＜新規の応募研究課題の場合＞

評点	審査基準
◎	他の研究課題より査定率を更に10%程度高くすべきである
無印	標準的な査定率であれば当該研究の遂行が可能である
△	他の研究課題より査定率を更に10%程度低くすべきである

「◎」又は「△」の評点を付した課題に対して、審査基準より更に査定率を高くすべき（低くすべき）とする課題に対しては、主たる根拠及び具体的な内容（査定率等）を「審査意見」欄に必ず記述すること。

② 公募研究を設定していない研究領域の研究課題

各系委員会において採択候補研究課題を選定し、部会において合議により採択研究課題を決定する。

〔各系委員会における採択候補研究課題の選定の進め方〕

ア 審査意見書の作成

- 各系委員会の主査は、採択候補研究課題を選定する際の資料とするため、各研究課題ごとに学術調査官が推薦する関連分野に精通する研究者の中から、3名程度の者（審査意見書の作成者）に、「特定領域研究の審査意見書（計画研究）」の作成を依頼する。
- 審査意見書の作成者は、「特定領域研究の審査意見書（計画研究）」の作成に当たって、「ウ(a) 審査に当たっての着目点」の各要素に着目し、「ウ(b) 審査基準」により審査を行うとともに、応募研究経費については、「ウ(c) 研究経費の査定案」により審査を行う。

イ 採択候補研究課題の選定

各系委員会における採択候補研究課題の選定に当たっては、各評価者が、「研究計画調書」をもとに「特定領域研究審査意見書（計画研究）」を参考として、「ウ(a) 審査に当たっての着目点」に着目し、総合的な判断の上、「ウ(b) 審査基準」により審査を行った後、合議により採択候補研究課題を選定し、応募研究経費については、「ウ(c) 研究経費の査定案」により審査を行う。

ウ 審査に当たっての着目点等

(a) 審査に当たっての着目点

- ・当該研究領域の設定目的の達成に寄与できるものであるか。
- ・研究目的の設定に独創性が認められるとともに、具体的な目標が明確に設定されているか。
- ・研究計画、研究方法は適切であるか。
- ・当該学問分野、関連学問分野への貢献が期待できるか。
- ・研究計画は十分に練られ、その進め方が着実なものとなっているか。
- ・これまでに受けた研究費に対する成果等の状況を踏まえ、今回の研究計画においても着実な研究遂行が期待できるか。
- ・研究者の研究業績にかんがみ、所期の成果をあげることが期待できるか。
- ・研究推進に十分貢献できる研究者により研究組織が構成されているか。
- ・単なる個人研究ではなく、当該研究領域内で他の各研究課題と有機的に結びついたものとなっているか。
- ・他の研究資金との不合理な重複や過度の研究費の集中の可能性はないか。

(b) 審査基準

<継続の応募研究課題の場合>

評点	審査基準
可	採択すべき
否	採択すべきでない

<新規の応募研究課題の場合>

評点	審査基準
A	採択するに値するものである
A ⁻	「A」に準ずるものである
B	「A ⁻ 」よりもやや劣るものである
C	採択すべきでない

(c) 研究経費の査定案

応募研究経費の内容を踏まえ、どの程度の査定が適当であるか評点を付す。

(審査基準)

<継続の応募研究課題の場合>

評点	審査基準
無印	応募研究経費と同額にすべきである
△	応募研究経費より減額すべきである

<新規の応募研究課題の場合>

評点	審査基準
◎	他の研究課題より査定率を更に10%程度高くすべきである
無印	標準的な査定率であれば当該研究の遂行が可能である
△	他の研究課題より査定率を更に10%程度低くすべきである

「◎」又は「△」の評点を付した課題に対して、審査基準より更に査定率を高くすべき(低くすべき)とする課題に対しては、主たる根拠及び具体的な内容(査定率等)を「審査意見」欄に必ず記述すること。

二 特別研究促進費

部会において、次の「審査に当たっての着目点」の各要素に着目し、総合的な判断の上、合議により採択研究課題を決定する。

〔審査に当たっての着目点〕

①突発的に発生した災害などに関する緊急の研究

- ・突発的に発生した自然災害等を研究対象とするものであるか。（事前に予測できなかったものか）
- ・当該年度中に実施しなければならないものであるか。（研究対象が滅失等してしまうものか）
- ・十分な社会的要請、学術的価値のあるものであるか。
- ・他の研究資金による対応ができないものであるか。

②学術の振興施策の検討に必要な調査研究

- ・科学技術・学術審議会学術分科会の各部会で実施の必要性が認められた内容にかんがみ、研究計画（研究組織、研究期間、研究経費等を含む。）の内容は妥当であるか。また、学術振興施策の検討に適切に活用することが期待されるか。

三 研究成果公開發表

委員会のうち研究成果公開發表委員会において採択候補事業等を選定し、部会において合議により採択事業等を決定する。

(1) 新規事業

研究成果公開發表委員会は、採択候補事業の選定に当たっては、次の「① 審査に当たっての着目点」の各要素に着目し、総合的な判断の上、「② 審査基準」により審査を行った後、合議により採択候補事業を選定する。

① 審査に当たっての着目点

ア 研究成果公開發表（B）

- a 過度に専門的ではなく、参加対象に応じたテーマ、内容であるか。
- b 小・中・高校生を対象としているものは優先すること。
- c 分野、開催地が偏らないようにすること。
- d 主催団体における「経理事務体制」及び「監査体制」が適切に整備されていること。

イ 研究成果公開發表（C）

- a 我が国と世界の研究者に研究交流の場を提供するテーマ、内容であるか。
- b 特に単年度計画のものについては、準備期間が十分取られており、かつ補助の必要性が高いと認められるか。
- c 同一学会に集中しないようにすること。
- d 国際会議の一環として、青少年や一般社会人を対象としたシンポジウムが含まれているものは優先すること。
- e 日本学術会議の「共同主催国際会議」に採択されているものではないこと。
- f 主催団体における「経理事務体制」及び「監査体制」が適切に整備されていること。

② 審査基準

評点	審査基準
5	非常に優れている
4	優れている
3	良好である
2	やや劣っている
1	採択すべきでない

(2) 継続事業（研究成果公開發表（C）のみ対象）

研究成果公開發表委員会は、計画の大幅な変更を行おうとする継続事業について、計画の内容を十分に審査し、経費の増額については、新規事業の配分に影響を及ぼすことを考慮した上

で、合議により採否を決定する。

四 特定奨励費

部会は、「事業計画調書」に基づき、「(3) 審査に当たっての着目点」の各要素に着目し、総合的な判断の上、合議により採択研究事業を決定する。

ただし、部会長が必要と判断する場合には、ヒアリングを行った後、別紙2「特定奨励費の審査意見書」を参考として、合議により採択研究事業を決定することができる。

(1) 審査意見書の作成

部会長は、ヒアリングに基づき採択研究事業を決定する際の資料とするため、応募研究事業ごとに学術調査官が推薦する当該研究事業の関連分野に精通する研究者の中から、2名程度の者を審査意見書作成者として選考し、「特定奨励費の審査意見書」の作成を依頼する。

審査意見書作成者は、「特定奨励費の審査意見書」の作成に当たって、「(3)審査に当たっての着目点」の各要素に着目し意見を付す。

(2) ヒアリングの実施

ヒアリングは、「事業計画調書」、「プレゼンテーション資料」及び「特定奨励費の審査意見書」をもとに、次のとおり行うこととする。

① ヒアリングの進め方（時間配分の目安）

時間配分は、以下を目安とするが、質疑応答等のためにやむを得ない場合は、部会長の判断により必要な範囲で増減することができる。

- ・研究責任者等から事業内容の説明
- ・質疑応答
- ・審議

10分	}	25分
10分		
5分		

② 説明者

研究責任者を含め3名以内

③ 説明資料

事業計画調書及びプレゼンテーション資料

(3) 審査に当たっての着目点

- ・研究事業は、前条の二の(4)の①又は②に明らかに該当するものであるか。
- ・学術研究諸団体として実施する事業であり、「個人又は複数の研究者が競争的資金等を活用して行うべき研究」は対象としていないか。
- ・研究事業は、具体的な目標が明確に設定されているか。
- ・研究事業の事業計画は十分に練られ、その進め方が着実なものであるか。
- ・研究事業の実施体制等は適切なものであるか。
- ・応募経費の内容は妥当であり、また、有効に使用されることが見込まれるか。
- ・我が国の学術研究を推進するため、当該研究事業の成果を情報発信するための仕組みが整備されているか。

(審査結果の開示)

第13条 審査の結果の開示は、次のとおりとする。

一 特定領域研究

① 研究領域

各評価者の研究領域に対する審査結果が特定されないように配慮した上で、領域代表者に対して、当該研究領域の審査結果の所見及び審査状況の総括を通知し、採択された研究領域については、部会における審査結果の所見の概要を一般に公開する。また、採択されなかった領域代表者に、当該研究領域の審査結果の所見及び審査状況の総括に加え、各系委員会が審査を行った研究領域の中における当該研究領域のおよその順位を通知する。

② 公募研究の研究課題

各評価者の研究課題に対する審査結果が特定されないように配慮した上で、採択されなかった研究代表者のうち希望者に対して、1)各専門委員会が審査を行った研究課題の中における当該研究課題のおよその順位、2)評定要素ごとの評価、3)「問題がある」又は「不十分である」と判断した所見、を通知する。

二 研究成果公開発表

各評価者の事業に対する審査結果が特定されないように配慮した上で、採択されなかった応募者に対して、当該事業の審査結果の所見を通知する。

三 特定奨励費

各評価者の研究事業に対する審査結果が特定されないように配慮した上で、応募者に対して、当該研究事業の審査結果の所見を通知する。

第3章 中間評価

(中間評価の実施体制)

第14条 部会において行う中間評価に係る調査は、各系委員会において行うものとする。

2 学術調査官は、中間評価において次に掲げる事項に関与するものとする。

- (1) 部会及び各系委員会に対して中間評価に関する情報を提供すること
- (2) 各系委員会がとりまとめる中間評価結果の原案を作成すること
- (3) 中間評価の結果が領域代表者に通知された後、領域代表者からの求めに応じて、評価結果の補足情報（個人が特定されるものを除く。）を提供すること
- (4) 各系委員会を進行すること

(中間評価の方法)

第15条 中間評価の方法は、次のとおりとする。

一 特定領域研究

- (1) 中間評価の時期及び方法は、次の表のとおりとする。このほか、部会は、研究領域設定後2年度目以降の研究領域（中間評価の時期に当たる研究領域を除く。）については、研究経過の状況を把握するため、領域代表者に対し「特定領域研究の研究状況報告書」の提出を求める。また、各系委員会の主査が必要と認めた場合には中間評価を行うことができる。

研究領域の 設定期間	中間評価の時期及び方法				
	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目	6年度目
3年間	—	—	/	/	/
4年間	—	—	—	/	/
5年間	—	○ (ヒアリング・合議)	—	—	/
6年間	—	—	○ (ヒアリング・合議)	—	—

- (2) 中間評価の進め方は、次のとおりとする。

〔中間評価の進め方〕

- ① 各系委員会は、中間評価を行う研究領域について、ヒアリングを行った後、合議を行い中間評価の調査結果を決定する。

② 部会は、各系委員会の調査結果に基づき、合議により中間評価を決定する。

〔ヒアリングの進め方〕

① 各系委員会におけるヒアリングは、「領域代表者が作成する資料」及び「文部科学省が準備する資料」をもとに行う。

② 各評価者は、「(3)① 評価に当たっての着目点(a)～(e)」の各要素に着目し、「(3)② 評価基準」により評価を行う。

ア 実施時期： 9月～10月

イ 説明者： 領域代表者を含め3名以内

ウ 時間配分の目安

時間配分は、以下を目安とするが、質疑応答等のためにやむを得ない場合は、主査の判断により必要な範囲で増減することができる。

(a) 説明者（領域代表者等）からの研究経過等の説明	15分	} 40分
(b) 質疑応答	20分	
(c) 審議及びコメントの記載	5分	

エ ヒアリングに用いる資料

(a) 領域代表者が作成する資料

- ・ 中間評価に係る公表用資料（別紙3）
- ・ 説明資料

領域代表者は、次の事項を記載した説明資料をA4判で作成し、別途通知する日までに提出する。

- ・ 表紙
- ・ 目次
- ・ 要旨
- ・ 研究領域の概要
- ・ 研究領域の設定目的
- ・ 研究領域内の研究の年度毎の進展状況及びこれまでの主な研究成果（発明及び特許を含む）[研究項目毎に整理する]
- ・ 研究領域の研究組織と各研究項目の連携状況
- ・ 研究費の使用状況（設備の有効活用、研究費の効果的使用を含む）
- ・ 研究成果公表の状況（主な論文等一覧、ホームページ、公開發表等）
- ・ 総括班評価者による評価の状況
- ・ 研究領域の研究を推進する上での問題点と対応策（研究費を含む）
- ・ 今後の研究領域の推進方策

・ プレゼンテーション資料

領域代表者は、ヒアリング時に使用する場合は、A4判で作成し用意する。

(b) 文部科学省が準備する資料

- ・ 領域計画書（研究計画調書を除く）
- ・ 研究領域発足時の公表用資料
- ・ これまでに中間評価を受けている場合は、その評価結果及び公表用資料
- ・ 計画研究の研究課題一覧

〔合議の進め方〕

各系委員会は、ヒアリングを行った研究課題について、「(3)① 評価に当たっての着目点(a)～(e)」の各要素に着目し、総合的な判断の上、「(3)② 評価基準」により合議を行う。

(3) 評価に当たっての着目点等

① 評価に当たっての着目点

- (a) 研究の進展状況
 - ・研究領域の設定目的に照らして、着実に研究が進展しているか。
 - ・今後の研究推進上、問題となる点はないか。
- (b) これまでの研究成果
 - ・研究領域の設定目的に照らして、現時点で期待された成果をあげているか。（あげつつあるか。）
 - ・研究内容、研究成果の積極的な公表、普及に努めているか。
- (c) 研究組織
 - ・研究組織は、研究者相互に有機的連携が保たれ、研究が効率的に進められるものとなっているか。また、公募研究の設定を行っている研究領域については、計画研究と公募研究の調和が保たれているか。
- (d) 研究費の使用
 - ・購入された設備等は有効に活用されているか。
 - ・その他、研究費は効果的に使用されているか。
- (e) 今後の研究領域の推進方策
 - ・これまでの研究成果に照らして、今後の研究計画は適切なものとなっているか。

② 評価基準

評 点	評 価 基 準
A	現行のまま推進すればよい
A ⁻	努力の余地がある
B	一層の努力が必要である
C	研究費の減額又は助成の停止が適当である

第4章 事後評価

（事後評価の実施体制）

第16条 部会において行う事後評価に係る調査は、各系委員会において行うものとする。

2 学術調査官は、事後評価において次に掲げる事項に関与するものとする。

- (1) 部会及び各系委員会に対して事後評価に関する情報を提供すること
- (2) 各系委員会がとりまとめる事後評価結果の原案を作成すること
- (3) 事後評価の結果が領域代表者に通知された後、領域代表者からの求めに応じて、評価結果の補足情報（個人が特定されるものを除く。）を提供すること
- (4) 各系委員会を進行すること

（事後評価の方法）

第17条 事後評価の方法は、次のとおりとする。

一 特定領域研究

- (1) 事後評価の方法は、ヒアリング及び合議によるものとする。
- (2) 事後評価の進め方は、次のとおりとする。

〔事後評価の進め方〕

- ① 各系委員会は、事後評価を行う研究領域について、ヒアリングを行った後、合議により事後評価の調査結果を決定する。
- ② 部会は、各系委員会の調査結果に基づき、合議により事後評価を決定する。

〔ヒアリングの進め方〕

- ① 各系委員会におけるヒアリングは、「領域代表者が作成する資料」及び「文部科学省が準備する資料」をもとに行う。

② 各評価者は、「(3)① 評価に当たっての着目点(a)～(c)」の各要素に着目し、「(3)② 評価基準」により評価を行う。

ア 実施時期： 9月～10月

イ 説明者： 領域代表者を含め3名以内

ウ 時間配分の目安

時間配分は、以下を目安とするが、質疑応答等のためにやむを得ない場合は、主査の判断により必要な範囲で増減することができる。

- | | |
|-------------------------------------|-------|
| (a) 説明者（領域代表者等）からの研究成果等の説明・・・15分 | } 30分 |
| (b) 質疑応答・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10分 | |
| (c) 審議及びコメントの記載・・・・・・・・・・・・・・・・5分 | |

エ ヒアリングに用いる資料

(a) 領域代表者が作成する資料

- ・事後評価に係る公表用資料（別紙4）
- ・評価資料

領域代表者は、次の事項を記載した評価資料をA4判で作成し、別途通知する日までに提出する。

- ・表紙
- ・目次
- ・研究領域の目的及び概要
- ・研究領域の設定目的の達成度
- ・研究領域の研究推進時の問題点と当時の対応状況
- ・主な研究成果（発明及び特許を含む）[研究項目毎に整理する]
- ・研究成果の取りまとめの状況
- ・研究成果の公表の状況（主な論文等一覧、ホームページ、公開発表等）
- ・研究組織と各研究項目の連携状況
- ・研究費の使用状況（設備の有効活用、研究費の効果的使用を含む）
- ・当該学問分野及び関連学問分野への貢献度
- ・研究計画に参画した若手研究者の成長の状況
- ・総括班評価者による評価の状況

・プレゼンテーション資料

ヒアリングにおいて使用する場合は、A4判で作成する。

(b) 文部科学省が準備する資料

- ・領域計画書（研究計画調書を除く）
- ・研究領域発足時の公表用資料
- ・計画研究の研究課題一覧
- ・これまでに中間評価を受けている場合は、その評価結果及び公表用資料

【合議の進め方】

各系委員会は、ヒアリングを行った研究領域について、次の「(3)① 評価に当たっての着目点(a)～(f)」の各要素に着目し、総合的な判断の上、「(3)② 評価基準」により合議を行う。

(3) 評価に当たっての着目点等

① 評価に当たっての着目点

(a) 研究領域の設定目的の達成度

- ・研究領域としての設定目的の達成の度合いはどうか。
- ・研究推進時に生じた問題への対応は適切であったか。

(b) 研究成果

- ・研究領域の設定目的に照らして、研究領域全体で十分な研究成果をあげたか。
- ・研究領域全体の研究成果を効果的に取りまとめているか。

- ・研究成果の積極的な公表、普及に努めているか。
- (c) 研究組織
 - ・研究組織は、研究者相互に有機的連携が保たれ、研究が効率的に進められるものとなっていたか。また、計画研究と公募研究の調和が保たれていたか。
- (d) 研究費の使用
 - ・購入された設備等は有効に活用されていたか。
 - ・その他、研究費は効果的に使用されていたか。
- (e) 当該学問分野、関連学問分野への貢献度
 - ・当該学問分野、関連学問分野への貢献の度合いはどうか。
- (f) 若手研究者育成への貢献度
 - ・研究計画に参画した若手研究者育成への貢献の度合いはどうか。

② 評価基準

評 点	評 価 基 準
A +	研究領域の設定目的に照らして、期待以上の成果があった
A	研究領域の設定目的に照らして、期待どおりの成果があった
A -	研究領域の設定目標に照らして、概ね期待どおりの成果があったが、一部に遅れが認められた。
B	研究領域の設定目的に照らして、十分ではなかったが一応の成果があった
C	十分な成果があったとは言い難い

第5章 特例

(適用及び準用)

第18条 がん、ゲノム及び脳に係る特定領域研究については、この章に特に定めるものを除き、第1章から第4章までの規定を適用し又は準用する。

(がん、ゲノム及び脳に係る特定領域研究に関する特例)

第19条 がん、ゲノム及び脳に係る特定領域研究の評価については、次のとおりとする。

一 審査

公募研究の設定の有無にかかわらず、審査に係る調査は、「がん」、「ゲノム」及び「脳」ごとの合同専門委員会において採択候補研究課題を選定したうえで、部会において合議により採択研究課題を決定する。

二 中間評価

- (1)第14条の規定にかかわらず、中間評価に係る調査は、「がん領域評価委員会」、「ゲノム領域評価委員会」、「脳領域評価委員会」において、それぞれ行うものとする。
- (2)第15条の2(1)の規定にかかわらず、中間評価は、研究領域の設定後2年度目と4年度目に行うものとする。

三 事後評価

- (1)第16条の規定にかかわらず、事後評価に係る調査は、「科学研究費補助金における評価に関する委員会の設置について」（平成21年3月23日研究振興局長決定）に定める「がん領域評価委員会」、「ゲノム領域評価委員会」、「脳領域評価委員会」において、それぞれ行うものとする。

特定領域研究の審査意見書（研究領域）

平成 年 月 日

審査意見書	所属機関・部局・職	氏 名
作成者		

下記研究領域についての意見は、以下のとおりです。

記

整理番号	研究領域名	領域代表者 (所属研究機関・部局・職)	応募総額 (千円)	応募期間 平成 年度 } 平成 年度

< 意見 >

(a) 応募研究領域の研究の必要性

(b) 研究領域を推進するに当たって基本的考え方の妥当性

(c) 研究組織の妥当性

(d) 研究期間及び研究経費の妥当性

(e) 他府省等で実施中の各種研究事業との連携、整合性の確保に配慮がなされているか。

〔その他の所見〕（上記の項目で書けなかった点がある場合にお書きください。）

特定領域研究の審査意見書（計画研究）

平成 年 月 日

審査意見書	所属機関・部局・職	氏 名
作成者		

下記研究領域についての意見は、以下のとおりです。

記

領域番号	研究領域名	領域代表者 (所属研究機関・部局・職)	応募総額 (千円)	応募期間
				平成 年度 ） 平成 年度

< 意見 >

研究課題名	研究代表者 (所属機関・職)	評価	応募研究経費 の妥当性
(コメント欄)			

研究課題名	研究代表者 (所属機関・職)	評価	応募研究経費 の妥当性
(コメント欄)			

特定奨励費の審査意見書

平成 年 月 日

審査意見書	所属機関・部局・職	氏名
作成者		

下記研究事業についての意見は、以下のとおりです。

記

研究事業名	団体の代表者 (所属研究機関・部局・職)	応募総額 (千円)	応募期間
			平成 年度) 平成 年度

< 意見 >

・研究事業は、次の対象に明らかに該当するものであるか。

- (1) 学術上価値が高く、散逸することにより我が国の学術研究の進展に悪影響を及ぼすおそれのある資料の収集、保管及び公開を含む特色ある研究に関する事業
- (2) 長期にわたる研究活動を通じて蓄積された学術上の専門知識、実験用の試料等が必要とされる特色ある研究を継続的に行う事業であって、当該研究が中断することにより我が国の学術研究の進展に悪影響を及ぼすおそれのあるもの

・学術研究諸団体として実施する事業であるか。（「個人又は複数の研究者が競争的資金等を活用して行うべき研究」は対象としていない。）

- ・研究事業は具体的な目標が明確に設定されているか。
- ・研究事業の事業計画は十分に練られ、その進め方が着実なものであるか。
- ・研究事業の実施体制等は適切なものであるか。
- ・応募経費の内容は妥当であり、また、有効に使用されることが見込まれるか。
- ・我が国の学術研究を推進するため、当該研究事業の成果を情報発信するための仕組みが整備されているか。

中間評価に係る公表用資料

1. 研究領域の目的及び意義

--

2. 研究の進展状況及び成果の概要

--

注) 本資料の内容は、中間評価終了後公表するものである。

事後評価に係る公表用資料

1. 研究領域の目的及び意義

--

2. 研究成果の概要

--

注) 本資料の内容は、事後評価終了後公表するものである。